

岩手県企業局管理規程第 8 号

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 24 日

岩手県企業局長 小 島 純

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

企業局企業職員就業規則（昭和43年岩手県企業局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部分休業） 第11条の 2 職員は、局長の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。 2 [略]	（部分休業） 第11条の 2 職員は、局長の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。